

ハンドサッカーの指導にあたって

1 ハンドサッカーの理念

(ハンドサッカー競技規則序章より)

ハンドサッカーとは、既存の競技では十分に対応しきれない様々な実態の障害のある子どもたちに合わせ、活躍の場を広げ、個々の能力を引き出し、心身を健全に育成するために考え出された競技である。ハンドサッカーの選手および指導にあたる者はこの根本に流れる精神を大切にし、競技・指導に努める。

東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟（以下、都肢体連）はこの競技を通して、その精神の実現を目指し、大会運営を行う。都肢体連が主催する大会においては、学校の教育活動の一環であり、指導にあたる者は教育的な配慮を十分にすることがある。

2 選手及び指導者

「ハンドサッカーとは、既存の競技では十分に対応しきれない様々な実態の障害のある子どもたちに合わせ、活躍の場を広げ、個々の能力を引き出し、心身を健全に育成するために考え出された競技である。ハンドサッカーの選手および指導にあたる者はこの根本に流れる精神を大切にし、競技・指導に努める。」との理念に基づき、選手及び指導者は以下のようにありたい。

<選手>

- (1) 自身の心身の能力を精一杯活用し、課題（各ポジションのプレー、シュート課題における最近接領域課題）に挑む。
- (2) チームメイトを尊重し、連携の中でチームメイト個々の能力を生かし合い、それぞれが自身の役割を果たす中で勝利を目指すことが望ましい。
- (3) 試合では相手チームを、共にハンドサッカーをプレーする仲間として互いに尊重し、フェアプレイの精神のもとでプレーする。

<指導者>

ハンドサッカーが教育的な観点に基づくスポーツであることを踏まえ、

- (1) ハンドサッカーが選手の学びとなり、心身の成長の場となるよう、選手の心身の状況を的確に把握し、その選手の最近接課題を踏まえて、ポジション及びシュート課題の設定を行う。
- (2) 身体機能に関わらず、全ての選手がチームの中で活躍し、チームメイト同士で尊重し合えるよう指導する。それを目指すにあたり、チームメイトとの連携を重視し、選手にはチームにおける自身の役割を意識させ、より高い充実感及び達成感を得られるよう指導を行う。
- (3) ハンドサッカーを肢体不自由児・者の交流のツールとして意識し、選手が、チームメイトもちろん、相手チームの選手も共にハンドサッカーをプレーする仲間として互いに尊重し、フェアプレイの精神のもとでプレーできるよう、指導を行う。
- (4) 選手のより上達したい気持ち、試合で勝ちたい気持ちをモチベーションの要素として大切にしつつ、指導者としては理念を踏まえ、上記のような指導上の配慮を重視した上で、指導を行う。

3 東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟及びハンドサッカー各委員会

「東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟（以下、都肢体連）はこの競技を通して、その精神の実現を目指し、大会運営を行う。都肢体連が主催する大会においては、学校の教育活動の一環であり、指導にあたる者は教育的な配慮を十分にすることがある。」との理念に基づき、東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟及びハンドサッカー各委員会は、以下の通り業務を行なう。

- (1) 東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟及びハンドサッカー各委員会は、各校で選出された委員により構成され、チーム代表者は各校における意見や状況をそれらの会議で報告し、また各会議での検討事項や報告事項を各校に伝達する。
- (2) 東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟及びハンドサッカー各委員会においては、ハンドサッカーの精神の実現を目指し、自校の選手のみでなく、参加する全校・全チームの選手が活躍し、個々の能力を引き出し、心身を健全に育成できるよう、全都的な視点で議論・検討を行い、教育活動の一環としてハンドサッカーの普及推進及び大会の運営を行なう。
- (3) 教育的な配慮に基づきハンドサッカーの普及推進及び大会の運営を行なうことで、選手にとって在学時の東京都大会優勝だけが目標となるのではなく、ハンドサッカーを生涯スポーツとしてプレーし続けたいような指導方針を推進し、またその環境整備に取り組む。